

岩手海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。

平成20年10月10日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり

2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

許可番号	漁場の位置	距離 (m)				備考
		点 ア	点 イ	点 ウ	点 エ	
イワ第511号	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第132号の8 宮古市田老字水沢北赤崎島の標識 方位標 基点第132号の7(宮古市田老字下撰待おりの標識) ア点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として342度360メートルの点 イ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として37度590メートルの点 ウ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として68度460メートルの点 エ点 基点第132号の8から方位標を見通した線を基準として331度160メートルの点	150	300	300	500	宮古地区
	次の基点第178号、ア、イ及び基点第179号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	500	300	300	500	〃

<p>イワ第512号</p>	<p>基点第178号 宮古市重茂追切地先青磯の標識          基点第179号 宮古市重茂追切地先つづみ岩の標識          方位標 宮古市鉏ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心          ア点 基点第178号から方位標を見通した線を基準として22度265メートルの点          イ点 基点第179号から方位標を見通した線を基準として34度30分315メートルの点</p>					
<p>イワ第513号</p>	<p>次の基点第191号の5、ア、イ及び基点第191号の6の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域          基点第191号の5 宮古市大字荒巻地先カマ崎東端の標識          基点第191号の6 宮古市大字荒巻地先アマタテ鼻西端の標識          方位標 宮古市音部音部漁港北防波堤灯台の中心          ア点 基点第191号の6から方位標を見通した線を基準として310度310メートルの点          イ点 基点第191号の6から方位標を見通した線を基準として345度270メートルの点</p>	<p>300</p>	<p>300</p>	<p>150</p>	<p>500</p>	<p>〃</p>
<p>イワ第514号</p>	<p>次の基点第174号の1、ア、イ及び基点第176号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域          基点第174号の1 宮古市白浜月山国有林長磯崎の標識          基点第176号 宮古市重茂追切尻高の標識          方位標 宮古市鉏ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心          ア点 基点第174号の1から方位標を見通した線を基準として334度530メートルの点          イ点 基点第176号から方位標を見通した線を基準として328度30分460メートルの点</p>	<p>500</p>	<p>300</p>	<p>300</p>	<p>500</p>	<p>〃</p>
<p>イワ第800号</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域          基点第8号の3 九戸郡洋野町種市漁港東防波堤上の標識          方位標 基点第7号の1（九戸郡洋野町旧潜水学校門柱基部の標識）          ア点 基点第8号の3から方位標を見通した</p>	<p>300</p>	<p>200</p>	<p>100</p>	<p>500</p>	<p>久慈地区</p>

	<p>線を基準として101度45分1,050メートルの点</p> <p>イ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として104度2,225メートルの点</p> <p>ウ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として115度30分2,355メートルの点</p> <p>エ点 基点第8号の3から方位標を見通した線を基準として124度1,180メートルの点</p>					
イワ第801号	<p>次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第109号 下閉伊郡普代村白井地先小島の標識</p> <p>基点第109号の1 下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識</p> <p>方位標 基点第108号(下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識)</p> <p>ア点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として56度355メートルの点</p> <p>イ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として53度365メートルの点</p> <p>ウ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として57度420メートルの点</p> <p>エ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として87度380メートルの点</p> <p>オ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として87度320メートルの点</p> <p>カ点 基点第109号の1から方位標を見通した線を基準として84度320メートルの点</p>	300	200	100	500	〃
イワ第802号	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第25号の1 九戸郡洋野町大字小子内小子内漁港東防波堤の標識</p> <p>方位標 基点第23号(九戸郡洋野町八木南港南側護岸屈折点の標識)</p> <p>ア点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として158度30分1,100メートルの点</p> <p>イ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として127度1,390メートルの点</p>	300	200	100	500	〃

	<p>ウ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として134度30分1,630メートルの点</p> <p>エ点 基点第25号の1から方位標を見通した線を基準として160度30分1,200メートルの点</p>					
イワ第803号	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第21号の1 九戸郡洋野町種市八木北港北側大規模増殖場埋立地の標識</p> <p>方位標 九戸郡洋野町種市宿戸漁港南側合の浜埋立地南角</p> <p>ア点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として42度830メートルの点</p> <p>イ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として65度1,500メートルの点</p> <p>ウ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として77度1,480メートルの点</p> <p>エ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として54度710メートルの点</p>	300	200	100	500	〃